

埼例規第28号・鑑

昭和56年8月15日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察機動鑑識班設置要綱の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、犯罪手口の複雑、巧妙化に伴い、捜査は、益々長期化、困難化の傾向にあり、鑑識活動をめぐる諸条件も逐年悪化している現状にかんがみ、現場鑑識活動の強化とその効率的運用を図るため、

- 任務
- 勤務制

等について定めている。